

民生委員・児童委員

- ◆ 困っていることや悩んでいること、わからないことがありましたら、お近くの民生委員・児童委員や障害者相談員までお気軽にご相談下さい。
- ◆ 民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、社会奉仕の精神をもって地域における社会福祉の増進に努めるため、地域住民の生活実態に即応したよりきめ細かな福祉活動の担い手として活動しています。なお、民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。
委員一人ひとりに担当する区域が定められています。

- ◆ 諫早市民生委員児童委員協議会連合会

所在地	電話番号	FAX
新道町 948 (諫早市社会福祉協議会内)	24-5100	24-5101

[問い合わせ 地域福祉課・各支所地域総務課
民生委員児童委員協議会連合会事務局]

障害者110番

- ◆ 障害者が地域において自立し、安心した生活が送れるよう人権を擁護し福祉の向上を図ります。

(長崎県手をつなぐ育成会)

所在地	電話番号	FAX
長崎市茂里町3-24 (長崎県総合福祉センター3階)	095-846-8730	095-847-8738

- ・電話相談は年間を通じて障害者等からの相談に対応しています。
月～金曜…随時(ファックス・留守電也可)
土・日・祝祭日…ファックス・留守電
- ・面接相談【予約制…電話で予約できます】
- ・弁護士による相談【受付整理後対応します】

◎相談内容は

- ・障害者が暴力等による被害にあった場合や、その恐れがある状況におかれている場合の相談
- ・障害者の財産上のトラブル及び財産管理の問題に対する相談
- ・結婚、家族、人間関係に関する相談
- ・契約、金融、年金に関する相談
- ・雇用、勤務条件に関する相談
- ・職場、施設での人間関係に関する相談
- ・教育等に関する相談
- ・各種福祉サービス等に関する相談

～判断能力が不十分な方々の相談～

日常生活自立支援事業の利用

◆ 「判断能力が不十分なために適切なサービスを受けることができない」そのような方が地域のなかで安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどの金銭管理などを社会福祉協議会が援助する事業です。

◎利用できる方

認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方で、判断能力が充分でないために、福祉サービスの利用や日常的金銭管理が適切にできない方
※福祉サービスを利用している方、若しくは、これから福祉サービスを利用したいと考えている方が対象。

◎援助の内容

①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスについての説明や助言
- ・福祉サービスの利用・終了手続きの援助
- ・福祉サービス利用の支払援助
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続きの援助

②日常的金銭管理サービス

- ・預金の払い出し、預け入れ
- ・家賃、公共料金、医療費、税金などの支払い
- ・年金、手当などの受領

③書類等の預かりサービス

- ・定期預金通帳、銀行印、実印、権利証などの管理

◎利用料

相談や支援計画の作成などは無料。専門員が作成した支援計画に基づき利用者と社会福祉協議会の契約後、実際に行われるサービスは有料（実費程度）です。

◎お問合せ、ご相談は

福祉あんしんセンター・諫早（諫早市社会福祉協議会内） 24-5100 ヘ

成年後見制度の利用

◆ 認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産管理や身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入退所に関する契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

◎利用者の財産・身上監護の法的保護については成年後見制度、福祉サービス契約支援と日常金銭管理の代行、代理については日常生活自立支援事業が、それぞれの役割を担っています。

◎県内の相談窓口として

公益社団法人成年後見センター「リーガルサポート長崎支部」
電話（095）823-4710 （長崎市魚の町3-33）が設置されています。